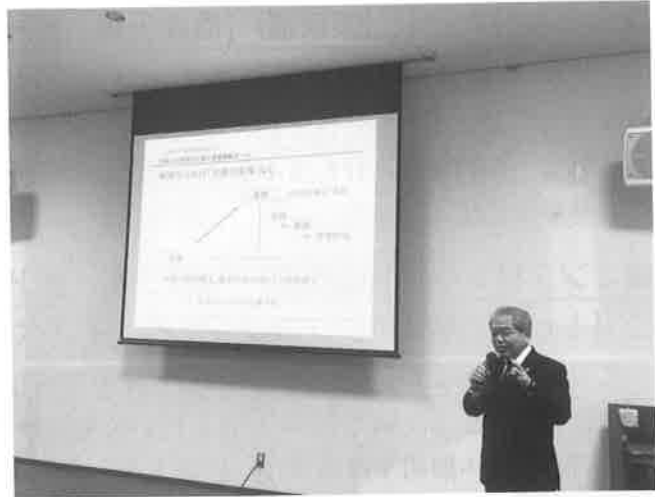


北九州市産業経済局主催 外国人採用・受け入れセミナー 北九州地区

# 外国人材採用の制度について講演

(株)ビザアシスト

深刻な労働力不足を背景とした入国管理法の改正によって、従来の「技能実習制度」に加え、新たな外国人材の受け入れ制度である在留資格「特定技能」が創設され、4月1日からスタート。今後、外国人材受け入れが大きく増加するのは確実な状況となっている。そうした中、北九州市産業経済局 雇用政策課が主催し3月19日に西日本総合展示場新館A1M3階で開催された「外国人材採用・受け入れセミナー」の第1部に、(株)ビザアシスト(北九州市戸畑区)の太田 範雄代表が「外国人材採用の制度」について講演を行った。



同社は外国人業務に精通している4名の行政書士で設立し、「入国管理局への在留資格(ビザ)申請」だけでなく、「企業と外国人のマッチングビジネス」を関係機関との連携によって幅広く展開している。会場は定員100名のところ、中小企業経営者や人事担当者など125名が来場して満杯となり、関心の高さがうかがえた。



(株)ビザアシスト  
太田 範雄代表取締役

### 【技能実習制度の歴史と概要】

平成2年に入国管理法の中で、「研修」の名目で在留資格が得られるようになり、中小企業でも外国人研修生の受け入れが可能となった。平成22年には在留資格が「研修」から「技能実習」へ移行。その後、保証金徴収など不適正な送り出し機関の存在や実習生

### 《技能実習制度の職種》

カテゴリー	職 種	主な作業名
建設関係	22 職種 33 作業	大工、型枠、鉄筋組立、とび、建築板金、かわらぶき、タイル張り、内装仕上施工
機械金属関係	15 職種 29 作業	金属プレス加工、工場板金、めっき、機械検査、機械保全、電子機器組立等
食品製造関係	11 職種 16 作業	食肉加工、食品製造、パン製造、惣菜製造、医療・福祉施設給食製造等
その他	32 職種 66 作業	家具製造、建築塗装、手溶接、自動車整備、ビルクリーニング、介護等

※平成29年に介護職種、平成30年に医療・福祉施設給食製造が追加された。

の保護が不十分で不法就労などの問題が頻発。平成 28 年には制度を厳格に運用するために、「入国管理法」と別に「技能実習法」が成立し、平成 29 年に施行された。「母国の産業の発展のための実習」が目的であるが、介護、建設、機械金属、食品製造、清掃など様々な職種で労働力不足が深刻化し、実習生を労働力として期待している面もある。

**【新たな在留資格「特定技能」について】**

「特定技能」には、特定技能 1 号と 2 号があり、1 号は特定産業分野に属する相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格であり、2 号は熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格。1 号取得者が日本で特定の業務に 5 年従事した後に 2 号を取得可能で、取得すれば永住権を得られる可能性がある（現時点では 2 号は建設業と造船業の 2 業種が対象）。

まず 1 号を取得するためには、4 月以降に所轄官庁が行う試験に合格しなければならない。試験は「各業種の技能試験」と「日本語能力試験」が実施される。日本語能力は「N4 相当」と比較的高いレベルが要求されている。ただし、技能実習（3 年）修了者は、上記試験が免除され、試験なしで「特定技能 1 号」を取得することができる。

**◀検討されている在留資格の概要▶**

在留資格	特 徴	想定する業種	永住許可上の扱い
特定技能 1 号	・通算 5 年 ・家族帯同不可	農業、介護など 14 業種	「在留期間」に含めない
特定技能 2 号	・更新可 ・家族帯同可	建設、造船（数年は見送り）	「在留期間」に含める

**◀14 業種▶**

厚生労働省系	①介護業 ②ビルクリーニング業
経済産業省系	③素形材産業 ④産業機械製造業 ⑤電気・電子情報関連産業
国土交通省系	⑥建設業 ⑦造船・船用工業 ⑧自動車整備業 ⑨航空業 ⑩宿泊業
農林水産省系	⑪農 業 ⑫漁 業 ⑬飲食料品製造業 ⑭外食業

今後 5 年間で特定技能制度による外国人受け入れ見込み数は、介護業が最も多く 5 万～6 万人。次に外食業が 4 万 1,000～5 万 3,000 人。3 番目が建設業で 3 万～4 万人。以下、ビルクリーニング業、宿泊業などが続き、合計で 26 万～35 万人程度が見込まれている。（政府資料に基づく）

**【外国人就労における不正事例とその対策】**

●申請時と違う業務をさせていた

- ・技術者、企画職等で採用したのに、現場作業（単純労働）をさせていた
- ・技術職で採用したのに営業職になった

●日本人と異なる待遇をしていた

- ・給与、社会保険、税金→更新や永住、帰化に不利となる

**●留学生を規定時間以上に働かせていた**

- ・他の所でも働いていた
- ・大学を除籍されたのに「留学生」のアルバイトとして使っていた
- ・採用する企業としては、知らなかったでは済まされない

**●不法滞在者を雇い入れた→採用時に十分な身元調査が必要**

これらの不正行為が発覚すれば、法にしたがって外国人本人だけでなく企業も罰せられることになる。外国人の雇用は日本人とは異なるため、不明な点があれば専門家に問い合わせをすることが必要。

**【中小企業と外国人の共生が重要なテーマに】**

急速な少子高齢化による若年労働人口の減少などで、中小企業における人材不足は危機的な状況でもある。政府はこの事態を深刻に受け止め、単純労働者の受け入れを開始することになった。しかし今後、外国人を採用する場合、あくまでも「経営計画」の中の一つとして捉えることが肝要。「自社にあった外国人」を選択するための知識習得を進め、絶対に法律違反やブローカーにだまされて無駄な支出をしないことを十分に留意しなければならない。外国人を採用した場合、使いこなすことが重要だが、まずはお互いの慣習や違いを理解し、人間として尊重しなければならない。自社の利益と外国人の幸福を両立させるような努力が必要であろう。

（株）ビザアシストは人材が必要な企業と外国人のマッチングを行い、中小企業と外国人の共生を目指している。問い合わせは下記へ。

**【（株）ビザアシスト概要】**

所在地：〒804-0062 北九州市戸畑区浅生 1-3-20-102  
TEL 093-873-9120 (受付時間：8:00～22:00、土日対応可)  
<http://fukuoka-visa-assist.com/>  
noriohta1959@gmail.com

創 業：平成27年8月  
設 立：平成30年11月  
役 員：代表取締役 太田 範雄  
取 締 役 藤崎 信義  
取 締 役 小金丸 辰一郎  
取 締 役 寺井 浩

**【関連会社】**

社 名：（株）事業パートナー九州  
<http://kitakyushu-assist.com/>

事業内容：事業再生・経営改善のコンサルティング、経済産業大臣認定・経営革新等支援機関  
代表取締役：太田 範雄